

「桜井市立中学校いじめ問題」検証レポート

平成24年10月

「桜井市立中学校いじめ問題」検証チーム

目 次

- 1 はじめに

- 2 いじめの問題への対応の在り方
 - (1) リスクマネジメントの視点から
 - ① 情報収集
 - ② 早期発見
 - ③ 事実関係の究明
 - ④ 組織的対応
 - ⑤ 被害の防止
 - (2) 記録・報告の視点から
 - ① いじめの疑い～早期発見
 - ② いじめの認知～初期対応
 - ③ 深刻ないじめへの対応

- 3 いじめを許さない学校づくり
～小さいいじめの芽も見逃さない～

- 4 まとめ

1 はじめに

平成24年6月に桜井市立中学校の2年生女子生徒が、同じ学校の女子生徒6名に集団で囲まれ、腰を蹴られるなどの暴力行為を受け負傷したという事象が発生しました。

被害生徒が入学した直後の平成23年5月には、被害生徒から教員に「いじめられている」との相談があり、また、被害生徒の保護者から学級担任には「先生を信じているので、親と協力して、不登校だけにはならないように頑張ってもらいたい」との願いが届けられていました。

しかし、その後も、被害生徒が他の生徒とのトラブルから、髪の毛をつかまれるなど、今回の事象につながると思われる事象が発生していたものの、それらの事象に対する学校の対応の甘さから、早期の解決につなげることができないまま今回の事態に至りました。

このことについて、当検証チームは、時系列に従い、今回の事象に関係すると思われる事象の内容及びその対応の在り方について、情報収集及び分析を行いました。なお、検証に当たっては、各事象に関する記録が学校に整備されていないことや、今回の暴力事象の犯罪行為にあたる部分について、保護者より被害届が出され県警察による捜査が行われたことから、学校や教育委員会等の教育に携わる者が、発生した事象のそれぞれの場面でどのように対応すべきであったのかについて検証することとしました。また、検証結果をもとに、いじめがどの学校においても起こり得る問題であると警鐘を鳴らすとともに、今後、二度とこのようなことが生じないようにするためには、どのようにすればよいのかを、すべての学校に向けて発信することとしました。

いじめは、最初は児童生徒間の小さなトラブルとして始まることが多く、学校はその時点で、それを一つの危機（リスク）と捉え、児童生徒がいたずらに傷つくことのないよう、また、その危機が各自の成長につながるように適切に指導する必要があります。このため、このレポートにおいては、いじめの小さな萌芽をリスクと位置づけ、そのリスクへの対応を学級や学年、さらには学校全体で取り組むマネジメントとして捉えて、一連の事象に関する対応について検証を行いました。

なお、事象の具体的な内容については、関係生徒に影響を与えることのないよう、最低限の情報のみを記すこととしています。

2 いじめの問題への対応の在り方

(1) リスクマネジメントの視点から

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。いじめに苦しんでいる子どもたちのため、学校教育に携わる全ての関係者一人一人が、改めてこの問題

の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭が連携して、対処すべきものと考えます。

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件を決して起こしてはなりません。そのためには、いじめをなくすことを考えると同時に、起こったいじめに早期に対応し、いじめの被害を最小限にするというリスクマネジメントに目を向けることが必要です。

特に、今回の事象では、6月の暴力事象が発生するまでに様々な事象が発生していたこと、また、暴力事象が発生した当日も、傷害に至る行為が発生する以前に関係生徒間のトラブルを教員が察知していたことから、被害を防止または軽減できた可能性は非常に高く、いじめの被害を最小限に抑えることができなかつたことが大きな課題となっています。

①情報収集

いじめや類する行為に関する情報収集を適切に行う。特に、相談があった場合は、被害者の気持ちに沿って受け止める。

学校が行った一連の対応において、被害生徒及び保護者からいじめに関する相談があったにもかかわらず、いじめという視点からの状況の把握及び認識が不十分であったことが、事象の重大化につながったといえる。学校は、いじめや類する行為に関する情報の収集を適切に行う必要があるが、特に、児童生徒や保護者からいじめ被害の相談・報告があった場合には、被害児童生徒及び保護者の気持ちに沿って、共感的な態度で受け止め、得られた情報を教職員間で共有し、対応するための具体的な体制を構築することが重要である。

なお、学校が把握できていないいじめでも、保護者や地域の住民から、児童生徒の様子を聞き取ることで、その情報を把握できる可能性があることから、学校が家庭や地域との関係を良好に保ち、信頼関係に基づいた連絡体制を築いておくことも重要である。

②早期発見

児童生徒間のトラブルを、単なる「けんか」などとして処理することなく、背景にいじめの可能性のあるものと捉えて対応する。

今回の一連の事象について、教職員がいじめの問題の重大性を十分認識できていなかったことが、対応の遅れにつながったと考えられる。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得ることを十分認識するとともに、些細な人間関係のトラブルでもいじめに発展することを踏まえて、児童生徒間のトラブルを、単なる「けんか」として処理したり、本人の受け止め方によるものと処理したりすることなく、いじめの兆候である可能性があるという視点から対処していくことが重要である。

③ 事実関係の究明

いじめや類する行為を把握・特定し、正確かつ迅速にいじめの態様や頻度など事実関係の究明を行うとともに、背景にある要因についての把握に努める。

学校が行った一連の対応の課題として、事実関係の究明が不十分であるということが挙げられる。いじめの問題に的確に対応するためには、一定の配慮のもと、当事者だけではなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて、事実関係や背景にある要因の把握を正確かつ迅速に行う必要がある。また、把握したいじめの原因や背景にある要因などをもとに、指導上の留意点について検討し、共通理解の上、指導に当たることが重要である。

なお、いじめの兆候を発見した場合において、いじめられている児童生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにすることが重要である。

④ 組織的対応

いじめや類する行為については、組織で情報を共有し、組織で解決を目指す。

組織的な対応が不十分であったことも大きな課題である。被害が予測されるいじめはもちろん、たとえ、一時的に仲間はずれにするなど比較的軽度と思われるいじめであっても、いじめやいじめに類する行為については、学校組織として対応する必要がある。その際、必要に応じて関係機関と連携を図ることが重要であり、特に、暴力行為や万引きの強要など深刻ないじめが発生した場合は、その行為を直ちに指導するとともに、犯罪行為の可能性があると判断された場合、速やかに警察に通報し、その協力を得て対応することが重要である。

⑤ 被害の防止

いじめ行為による被害を最小限に抑える。

学校がトラブルとして把握した後、加害生徒による集団での暴行をくい止めることができなかったことも大きな課題である。いじめやその兆候を把握した場合、初期対応においても、その後の継続的な指導においても、いじめられた児童生徒を守り通すという基本姿勢を貫き、いじめる側の児童生徒が集団化したり、いじめられる側の児童生徒がいつそう追い込まれる事態に発展することのないよう、いじめの拡大を防止し、被害を最小限に抑止するための対応策をとることが必要である。

(2) 記録・報告の視点から

今回の検証において、記録が整備されていないため、学校がどのように事実関係を把握し、対応したのかが不明瞭な点がありました。また、教職員間の情報共有が不十分なため、適切な対応が行えていなかったことも明らかになりました。

いじめの早期発見やいじめの認知後の適切な対応のためには、児童生徒の日頃の様子や指導の経過を確実に記録化しておくことが重要です。また、いじめやいじめが疑われる事象の対応には、教職員間の情報共有が欠かせません。このため、情報の共有を行う体制について確認し、組織的な対応を徹底することが必要です。

①いじめの疑い～早期発見

些細な人間関係のトラブルの段階から個人カード等に記録する。

教職員の観察によるいじめの早期発見は、その予兆となる行動を察知することにより可能となる。児童生徒の間でのトラブルが、些細なものに見えても、個人カード等に記録し、その頻度や継続性を把握しておくことが必要である。また、これらの記録により、いじめの疑いがある場合、職員会議や定例の事例検討会などの場を通じて学校組織全体で情報を共有する工夫を行い、複数の視点から状況の確認を進めることが必要である。

②いじめの認知～初期対応

保護者及び管理者である教育委員会に報告する。

状況の確認によりいじめを把握・特定した場合は、速やかに、いじめられている児童生徒の保護者に状況を説明し、当面の指導方針を伝える必要がある。また、学校の管理者である教育委員会に、いじめを把握した旨の一報を入れ、以降、教育委員会と学校が協力して、当該事象の解決に当たることが重要である。

なお、教育委員会においては、管下の学校におけるいじめの問題に対する取組状況等を日頃から把握しておくことが重要である。

③深刻ないじめへの対応

設置者である地方公共団体の首長へも報告する。

加害児童生徒による犯罪行為がある場合や、被害児童生徒が不登校になったり、自らその命を絶つなどいじめの被害が深刻である場合は、学校及び教育委員会だけでなく、設置者と連携して対応に当たる必要が生じる。このため、教育委員会は、いじめの状況を精査し、必要に応じて、首長への報告を行う。

3 いじめを許さない学校づくり ～小さいじめの芽も見逃さない～

いじめを許さない学校づくりのためには、児童生徒一人一人に確かな人権意識を育むとともに、教職員が日頃から「小さいじめの芽も見逃さない」という姿勢で児童生徒に接し、実際の指導に当たっては「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨むことが重要です。

人権教育をはじめとする学校教育全体を通じて、日常的な指導の中で「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を児童生徒一人一人に徹底する。

児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底するため、学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うことが重要である。特に、道徳や学級（ホームルーム）活動の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動や部活動など学校の教育活動全体を通じて、計画的に、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成することが重要である。その際、児童会・生徒会の活動においていじめの問題を取り上げるなど、児童生徒がいじめの問題について主体的に考え、行動する機会を設けることが大切である。

なお、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力をもつことを十分認識し、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

児童生徒の変化に気を配り、小さいじめの芽を見逃さない。

「いじめを許さない学校づくり」のためには、教職員の「小さいじめの芽も見逃さない」という姿勢が重要である。日頃の観察により、交友関係や表情、態度など児童生徒の小さな変化を捉えておくとともに、定期的に児童生徒から直接状況を聞く手法としてのアンケート調査等を実施することにより、児童生徒の生活実態をきめ細かく把握することが必要である。また、これらにより把握した児童生徒間のトラブル等を、先述したように、単なる「けんか」や本人の受け止め方の問題として処理することなく、「いじめの芽」という視点で捉え、適切に指導することが重要である。

いじめを行う児童生徒には、出席停止等の措置も含め毅然した指導を行う。

いじめを行う児童生徒に対しては、特別な指導計画を立てて指導することなどにより、一定の教育的配慮のもとに、いじめの非人間性やいじめが他者

の人権を侵す行為であることを根気強く指導することが重要である。なお、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられている児童生徒を守るために、いじめを行った児童生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。特に、暴行や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめを行う児童生徒については、警察との連携を積極的に図ることが重要である。

いじめられている児童生徒は、学校が徹底して守り通す。

先述しているが、今回の事象において、被害生徒を徹底して守り通すという視点が不十分であったため、被害が拡大したことは否めない。いじめられている児童生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止め、学校が徹底して守り通すという姿勢を示すことが重要である。学校がこの姿勢を示すことによりはじめて、「いじめは絶対に許さない」という言葉が生きたものになる。

なお、いじめの拡大防止・再発防止には、「いじめを訴え出た児童生徒を、どのように守るのか」という二次被害の防止という観点も必要である。事実関係を確認する際に被害児童生徒の発言内容の取扱いに十分配慮することや、指導後も継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うことなどにより、いじめの発覚により、いじめを訴え出た児童生徒がさらにいじめを受けることのないようにすることも重要である。

いじめの未然防止・再発防止のための校内体制の整備を行う。

各学校においては、いじめの有無に関わらず、いじめ対策のための会議を設置するなど、いじめの未然防止・再発防止のための体制を整備することが必要である。この会議において、児童生徒対象のアンケート調査の実施について検討し、計画的にいじめに関する状況把握を行うなど、校内におけるいじめの問題に関する取組について立案・調整及び検証を行うことが重要である。とりわけ、取組の成果について不断に検証を行うことにより、各校におけるいじめの問題への取組をより実効性あるものにすることが重要である。

深刻ないじめの場合、県、県教委及び県警察は連携して、学校の支援を行う。

深刻ないじめ事象が発生した場合は、学校のみでの対応は非常に困難なため、関係機関による学校の支援が必要である。このため、県教育委員会、県警察や県の福祉関係部局などの担当者を含めた「いじめ問題学校支援チーム」（仮称）を設置し、いじめの問題に関する学校への支援体制の充実を図る必要がある。

4 まとめ

今回の事象の検証において、被害の拡大を防止できなかったことや、記録化や組織的対応が不十分であることなどの課題が浮き彫りとなりました。このため、このレポートでは、いじめの問題への対応について、「リスクマネジメントの視点」「記録・報告の視点」から、これまでの対応の見直しを図るとともに、「小さいいじめの芽も見逃さない」という視点などから「いじめを許さない学校づくり」の一層の推進を求めたところです。

このレポート作成の目的は、単に当該学校等の責任を追求するものではありません。「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」という基本的認識に立ち、当該学校だけでなく、すべての学校等に取り組む再点検を促すことを目的としています。このため、この機会に県内のすべての学校及び教育委員会において、今回示した視点について再点検を実施することを切に願うところです。

なお、この検証結果を参考に、「いじめ早期発見・対応マニュアル」の作成も行われます。いじめの問題に対して、より適切な対応を行うことができるよう、このマニュアルをすべての学校で確実に活用いただくことを併せて求めるところです。